

独立行政法人大学入試センター情報化統括責任者(CIO)等の設置について

平成18年2月28日
理事長裁定

改正 平成25年6月24日理事長裁定

独立行政法人大学入試センター情報化統括責任者(CIO)等の設置について

(目的)

第1条 この裁定は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日付け各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策に係る要請について」(平成17年11月22日付け文部科学省大臣官房政策課情報化推進室要請)に基づき、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(情報化統括責任者)

第2条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)に、センターにおける主要な業務・システムの最適化を実現するため、情報化統括責任者(CIO)を置く。

2 情報化統括責任者(CIO)は、理事をもって充てる。

(情報化統括責任者補佐官)

第3条 センターに、情報化統括責任者(CIO)を補佐するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官(以下「CIO補佐官」という。)を置く。

2 CIO補佐官は、次の各号の一に該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 一 大学、大学共同利用機関法人又はセンター以外の独立行政法人の情報学系の教授又は准教授
- 二 その他理事長が必要と認める者

3 CIO補佐官は、センターの業務・システムに係る監査、最適化計画の策定及び情報システムの調達等において、情報化統括責任者(CIO)に対して支援・助言等を行うものとする。

附 則

この裁定は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日)

この裁定は、平成25年6月24日から施行する。